

「リカレント教育による新時代の産学協働体制構築に向けた調査研究事業」
委託要項

令和6年1月23日
総合教育政策局長決定

1. 趣 旨

デジタル社会や Society5.0 の進展に伴い、イノベーション創出を通じた社会課題の解決を牽引できる高度人材育成の必要性が高まっている。VUCA (Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性)) とも表される現代にあって真に必要とされるスキルは、資格や検定ではなく「分野横断的知識・能力」「理論と実践の融合」「分析的思考」等であり、これらの能力を有した高度人材育成に向けたリカレント教育の実施を通じて大学が果たせる役割は大きい。

一方、国際的にも社会人割合が低い日本の大学は、産業界のニーズに柔軟に対応できる教育プログラムの提供が不十分であり、実際に、過去5年間で従業員を大学等に送り出した実績のある企業等は10%未満(株式会社野村総合研究所「大学等における社会人の学びの実態把握に関するアンケート調査」)と、企業も大学等をリ・スキリングやリカレント教育の場とみなしていない。また、労働人口の減少は不可避である中、労働生産性の向上は国家的課題となっているにも関わらず、アメリカ企業と比べて日本企業の0JT以外での人材投資はわずか1/20程度の状態である。

以上を踏まえ、本事業では「企業成長に直結」とともに「高等教育機関しかできない」リカレント教育プログラムの開発に必要な調査研究を実施する。当該調査研究の成果に基づくりカレント教育モデル(VUCA時代に必要なスキルを学ぶ場)の確立を通じて、日本社会の持続的発展に向けて産業界・個人・教育機関の成長を好循環させるエコシステムの創出を図る。

2. 委託業務の内容

上記1に示した趣旨の下、高度人材育成のための高等教育機関ならではの教育プログラムの開発に向けた調査研究として、以下の業務を実施する。

- ①産業界の人材育成における課題とニーズの把握に向けた調査の実施
- ②産業界の課題解決に資する教育プログラム案の設計
- ③具体的なプログラム開発に向けたヒアリングや普及啓発の実施

3. 業務の委託先

委託先は、法人格を有する団体とする。

4. 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月20日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

- (1) 事業の実施に当たっては、委託事業の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) この委託事業を実施するに当たり、委託先が実施する事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託することができる。
- (3) 委託事業を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、文部科学省に対し全ての責任を負うものとする。
- (4) 再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、ヒアリングを実施し、報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 団体等は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ずるなど、必要な配慮をしなければならない。
- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。